外貨で資産を築くことができる個人年金保険

マニュライフ生命の無配当外貨建個人年金保険(積立利率変動型)





QRコードを読み取り、この保険の解説動画をご覧ください。 マニュライフ生命ホームページからもご覧いただけます。



この保険は、毎月お払い込みいただく保険料円払込額*を、所定の為替レートでご契約時に選択した通貨(契約通貨)に換算した金額を保険料とし、契約通貨に 応じた積立利率で年金支払開始日前まで毎月積立利率を更改しながら積み立て、年金支払開始日以後に毎年一定額の年金をお支払いする生命保険です。

*保険料円払込額:毎月、円でお払い込みいただく保険料相当額のことをいいます。

お払い込みは一定額の「円」で月々1万円から

お払い込みいただく金額は、一定額の「円」で確定している ので、毎月の円でのお払込額が増減することはありません。

積立利率は市場金利の動向によって毎月更改

- 積立利率は、マニュライフ生命が毎月設定する「基準積立利 率」にもとづいて設定されます。
- ご契約日における積立利率は、ご契約日における基準積立 利率と同じです(積立利率は年1.5%が最低保証されます)。 ご契約後の月単位の契約応当日における積立利率は、ご契 約日から月単位の契約応当日までの各基準積立利率を平均 した利率となります*。

「個人年金保険料税制適格特約」を付加すると、お払い込み いただいた保険料が「個人年金保険料控除」の対象となり、

契約通貨は「米ドル」または「豪ドル」からお選びいただけます。

●お払い込みいただいた保険料円払込額は、お払い込みの際に 適用される換算基準日の為替レートで契約通貨建の保険料

▶くわしくは、裏面をご覧ください。

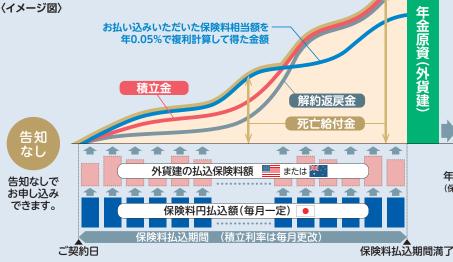
(外貨)に換算します。

個人年金保険料控除の対象となります

積立金は外貨で運用

所得控除の適用が受けられます。

*ご契約日から120か月超となった場合の積立利率は、当月を含めて直近 120か月の基準積立利率の平均とします。



年金について

年金の ①確定年金(5年または10年) 種類

②保証期間付終身年金(10年)

①外貨建の年金で受け取る

②外貨建の年金を毎年円に換算して受け取る 年金の

受取方法 ③年金原資を円に換算して円で年金を受け取る

④年金を一括して受け取る

年金支払期間

年金支払開始日 (保険料払込期間満了日の翌日)

> ※図は保険料円払込額の減額・払込停止、解約などがな かった場合のイメージです。将来の年金額・解約返戻金 額などを保証するものではありません。

契約通貨建の年金額シミュレーション

30歳男性 確定年金(10年) 保険料円払込方法:月払(口振) 保険料払込期間:60歳満了 月払保険料円払込額:2万円

(端数は切り捨て)

契約通貨	満替レート(TTM):1U:米ドル 適用為替レート(TTM+		海替レート(TTM):1AUD=90.00円の場合 予 適用為替レート(TTM+50銭):1AUD=90.50円	
保険料払込期間中の基準積立利率・積立 利率が右記のまま変化しなかった場合	年1.5% (最低保証される積立利率)	年3.0%	年1.5% (最低保証される積立利率)	年3.0%
●保険料円払込額の累計払込額	7,200,000 円	7,200,000 円	7,200,000 円	7,200,000 円
②契約通貨建払込保険料累計額 (①/適用為替レート)	65,160.00 USD	65,160.00 USD	79,556.40 AUD	79,556.40 AUD
❸年金原資	72,477.28 USD	91,695.91 USD	88,142.77 AUD	111,498.23 AUD
年金原資返戻率(❸/❷)	111.22 %	140.72 %	110.79 %	140.14 %
④ 年金額	7,608.00 USD	9,625.00 USD	9,252.00 AUD	11,704.00 AUD
⑤年金支払期間中の年金累計額 (⑥4×10年)	76,080.00 USD	96,250.00 USD	92,520.00 AUD	117,040.00 AUD
年金返戻率(6/2)	116.75 %	147.71 %	116.29 %	147.11 %

⚠ご注意事項

(為替リスク

この保険は外貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。したがって、お支払い時点の為替相場で円換算した年金の支払総額や死亡給付金額などが、お払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

費用

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約時に解約控除、年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

保険関係費

●お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用などが控除されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

解約時にご負担いただく費用

●解約時に、ご契約日からの経過月数(保険料をお払い込みいただいた月数)に応じて、以下の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用		
解約控除	積立金額 × 36% × (1 - 経過月数/120)	解約時に積立金から控除します。	

年金支払期間中にご負担いただく費用

●年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用		
年金管理費 (年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。	

外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- ●年金や死亡給付金などを外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ●次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
- ①「保険料円入金特約C型」を付加し、保険料円払込額をお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約C型」を付加し、年金などを円でお支払いする場合
- ③「円建年金移行特約C型」を付加し、円建年金への移行に際して、年金原資額を円に換算する場合
- *対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目		契約通貨		
	块日	米ドル		
1	「保険料円入金特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM+50銭		
2	「円支払特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM−3銭	
3	「円建年金移行特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM−3銭	

※2017年9月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

個人年金保険料税制適格特約について

特約の付加条件

(以下の条件をすべて満たす場合に付加できます)

- ①年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ②年金受取人は被保険者と同一人であること
- ③保険料払込期間が10年以上であること
- ④確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢が 60歳以上かつ年金支払期間が10年以上であること
- ※左記の条件に反するご契約内容の変更は取り扱いません。
- ※契約者の変更により、左記①を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、 以後、個人年金保険料控除の対象としては所得控除の適用は受けられません。
- ※税務上のお取り扱いについては、2017年8月現在の内容であり、今後、税制の変更などによりお取り扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。
- ●「個人年金保険料税制適格特約」を付加しない場合、所定の条件を満たすときには、 お払い込みいただく保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

このチラシは、「こだわり個人年金(外貨建)」の商品パンフレットの補助資料です。くわしい内容については、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要 /注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」などでご確認ください。

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニュライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。 したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してマニュライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが 生命保険募集人の権限などに関しまして、確認をご希望される際には、ご遠慮なく下記のマニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

【引受保険会社】

マニュライフ生命保険株式会社

本社: 〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー30階

ホームページ: www.manulife.co.jp

マニュライフ生命コールセンター 200 0120-063-730 受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

【募集代理店】

東京都千代田区九段南3-9-15 銀泉株式会社 東京アサヒグループ保険営業部 TEL(0120)056-334 FAX(03)5226-2959



生命保険料を支払った場合 の税金の取扱い





3つの生命保険料控除

契約日が2012年1月1日以降のご契約は、生命保険料控除制度(新制度)が適用されます。※1、※2 新制度では、3つの生命保険料控除があり、以下の保険料が該当します。

一般生命保険料控除

生存または死亡に基因して一定 額の保険金等、その他給付金が 支払われる契約の部分の保険料

例)終身保険、定期保険、養老保険

個人年金保険料控除

個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等の保険料

例)個人年金保険

介護医療保険料控除 ※3

入院・通院等にともなう給付部分 の保険料

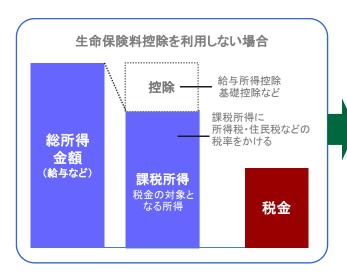
例) 医療保険、がん保険、介護保険

- ※1:財形保険、保険期間が5年未満の貯蓄保険、団体信用生命保険などは対象となりません。
- ※2:契約日が2011年12月31日以前のご契約は、税制改正前の生命保険料控除制度(旧制度)が適用されます。
- ※3:介護医療保険料控除は、2012年1月1月以降のご契約が対象です。

ポイント

税金の負担軽減となる生命保険料控除

「生命保険料控除」は、所得控除の一つです。払い込んだ生命保険料に応じて、一定の金額が契約者(保険料負担者) のその年の所得から差し引くことができる制度で、税率を掛ける前の課税所得が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減されます。



個人年金保険料控除※4の詳細は、裏面をご覧ください。

※4:保険料控除の対象となる個人年金保険は、「個人年金保険料税制適格特約」を付加した契約の保険料が対象となります。

個人年金保険も生命保険料控除の対象です。

■ 個人年金保険料控除の要件

次のすべての条件を満たし、「個人年金保険料税制適格特約」を付加した契約の保険料

- 年金受取人がご契約者またはその配偶者のいずれかであること。
- 年金受取人は被保険者と同一人であること。
- 保険料払込期間が10年以上であること(一時払は対象外)。
- 年金の種類が確定年金・有期年金の場合、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上かつ 年金支払期間が10年以上であること。

※「個人年金保険料税制適格特約」を付加しない場合、所定の条件を満たすときには、お払い込みいただく保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

《個人年金保険料控除》

● 所得税 ●

年間払込保険料	控除される金額		
20,000円以下	払込保険料全額		
20,000円超40,000円以下	(払込保険料×1/2)+10,000円		
40,000円超80,000円以下	(払込保険料×1/4)+20,000円		
80,000円超	一律 40,000円		

● 住民税 ●

年間払込保険料	控除される金額	
12,000円以下	払込保険料全額	
12,000円超32,000円以下	(払込保険料×1/2)+ 6,000円	
32,000円超56,000円以下	(払込保険料×1/4)+14,000円	
56,000円超	一律28,000円	

- ·契約日が2011年12月31日以前ご契約は、「旧制度」が適用されます。契約日が2012年1月1日以後のご契約および2011年12月31日以前ご契約のうち、 2012年1月1日以後に更新、転換、保障見直し、特約変更等の新契約と同等とみなす契約変更が行われたご契約は、「新制度」が適用されます。
- ・旧制度、新制度の双方にご契約がある場合の合計限度額は所得税12万円、住民税7万円となります。

■ 個人年金保険料控除を受けた場合の税金の軽減額(目安)

(給与所得者が個人年金保険料を年間8万円以上お払い込みの場合)

世帯主が会社員の場合を例にとり、所得税・住民税の軽減額の目安として参考にしてください。

家族構成	年間収入金額 (給与収入)	軽減額合計 (①+②)	※所得税4万円、住民税2.8万円 の生命保険料控除を受けた場合	
			所得税軽減額(①)	住民税軽減額(②)
単身世帯	400万円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦のみ	600万円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	10,800円	8,000円	2,800円
	1,000万円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と子2人 (大学生と高校生の場合) ※高校生は16歳以上	600万円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	6,800円	4,000円	2,800円
	1,000万円	10,800円	8,000円	2,800円

[※]夫婦はいずれか1人が年収を得ているケース。

[出典]公益財団法人生命保険文化センター「生命保険と税金の知識(2017年2月改訂)」から一部抜粋。

【募集代理店】

東京都千代田区九段南3-9-15 銀泉株式会社 東京アサヒグループ保険営業部 TEL(0120)056-334 FAX(03)5226-2959

【資料作成】

マニュライフ生命保険株式会社

本社:〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー30階

ホームページ: www.manulife.co.jp

マニュライフ生命コールセンター 🐱 0120-063-730 受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

[※]税務の取扱いは、2017年2月現在の税法に基づいております。将来税法が変更され、税務上の取扱いが変わる場合もございますので、 ご注意ください。個別の取扱い等につきましては、所轄の税務署、税理士等にご確認ください。